

おかやま元気な森づくり推進事業実施要領

			平成26年	4月	1日	治第	2号
					(略)		
改正	令和	5年	7月	14日		治第	267号
改正	令和	6年	3月	29日		治第	758号
改正	令和	6年	8月	13日		治第	379号
改正	令和	7年	6月	27日		治第	267号
改正	令和	8年	3月	30日		治第	720号

県土の約70%を占める森林は、水源の涵養や県土の保全など、県民の生活に欠くことのできない公益的機能を有している。この森林をより良い姿で未来に引き継ぐためには、間伐等の継続的な森林整備の推進により「21 おかやま農林水産プラン」による間伐の実施目標の着実な達成を図るとともに、利用期を迎えたスギ・ヒノキ人工林の伐採と、少花粉苗木による伐採跡地の再造林を促進して、森林の健全性を確保する必要がある。

このため、国庫補助事業の実施が困難で、間伐等が進みにくい施業集約化困難地等における森林施業やこれに必要な丈夫で壊れにくい森林作業道等の整備及びICT技術を活用した再造林等の取組に対して、おかやま元気な森づくり推進事業により支援し、国庫補助事業と連携して森林整備を推進する。

おかやま元気な森づくり推進事業の実施については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）、おかやま元気な森づくり推進事業補助金交付要綱（平成26年4月1日付け、治第1号、以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 補助対象となる事業内容等及び採択基準

この事業の対象となる事業内容等及び採択基準は、別表1のとおりとする。

第2 事業計画等

- 1 県民局長（以下「局長」という。）は、市町村、森林組合等、生産森林組合などを対象として事業の要望調査を実施して管内の要望を取りまとめ、別に定める日までに要望取りまとめ表（別紙様式1）を農林水産部長に提出する。
- 2 農林水産部長は、局長から提出された要望取りまとめ表と予算等を勘案し、局長に補助金額を配分する。
- 3 局長は、配分された補助金額を事業主体へ内示するとともに、関係市町村へも通知する。なお、市町村が補助事業者である場合は当該市町村へ内示し、内示を受けた市町村は速やかに事業主体へ内示を行う。
- 4 事業主体は、内示に基づき事業を実施する。
- 5 事業主体は、事業実績報告書（別紙様式3）を事業実施地のある市町村へ翌年度の4月30日までに提出するものとする。（市町村が補助金の交付を受けて補助事業者として事業を実施した場合を除く。）

第3 補助金額の算定

補助金額の算定は、別表1のとおりとする。

なお、定額単価、標準単価、補助基本額、査定係数、間接費率については、毎年度、知事が別に定める。

第4 事業実施上の留意事項

- 1 除伐・間伐は、原則、内示額のとおり実施すること。
- 2 除伐・間伐以外の作業種については、地域の実情に応じて作業種間の流用を事業主体に認めることとするが、事前に県民局担当者と連絡調整すること。

第5 補助金交付申請等について

- 1 要綱第3条の1に規定する補助金交付申請書に添付する書類については、別表2のとおりとする。
- 2 要綱第3条の3に規定する事業主体の委任について、森林組合等が補助金の交付申請事務を取り扱う場合は、次によることとする。
 - ア 森林組合等は、事業の終了後直ちに現地調査を行い、実行状況を精査した上、事業主体に代わって申請書及び施業図を作成する。
 - イ 森林組合等は、補助金交付申請書を作成したときは、これを事業主体に提示して押印を受ける。
 - ウ 森林組合等は、補助金交付申請書を取りまとめて施業図等を添付の上、県民局長に提出する。
- 3 要綱第4条の2に規定する補助金の交付決定及び額の確定通知には、補助金明細書（別紙様式10）を添付し、当該補助金の交付申請者に通知する。ただし、デジタル申請推進については、岡山県造林事業実施要領第1の5の（8）に規定する様式、岡山県国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業の実施についての第10（2）に規定する実行経費内訳表、岡山県林業・木材産業循環成長対策交付金事業の実施についての第10（2）に規定する実行経費内訳表とする。
- 4 要綱第5条の2に規定する代理受領した補助金を事業主体に交付する場合に、併せて補助金配布通知書（別紙様式11）を送付するものとする。
- 5 要綱第5条の2の（2）に規定する交付状況の報告は、別紙様式12によるものとする。
- 6 要綱別紙1の1の規定に基づき、市町村が補助金交付申請書に添付する書類は、事業計画書（写し）及び収支予算関係書類（別紙様式13）、市町村の補助事業に関する要綱・要領（写し）とする。
- 7 要綱別紙1の6の規定に基づき、市町村が補助事業実績報告書に添付する書類は、事業実績書及び収支精算書関係書類（別紙様式14）とする。
- 8 市町村が補助金の交付を受けて補助事業者として事業を実施する場合は、別紙1に基づき補助金交付事務等を行うものとする。
- 9 事業主体は、原則補助金の申請前までに、別表2の実測図又は平面図（シェープファイル形式）を岡山県森林クラウドに登録すること。（作業道の機能強化、作業道の点検及び獣害対策（点検・改修）は除く。）なお、登録に当たっては、別途通知する登録方法を参照して行うものとする。

第6 指導推進体制

局長及び市町村長は、この事業の実施について、事業主体に対し積極的に指導・助言し、事業の推進を図るものとする。

第7 鳥獣害防止施設等の維持管理について

- 1 おかやま元気な森づくり推進事業により実施した鳥獣害防止施設等の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。
- 2 当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の者を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、事業主体が他の者を指定する場合には、あらかじめ県民局長に届

け出るものとする。

- 3 当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体は速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うこと。
- 4 事業主体は当該施設台帳（点検・補修等の情報を含む。）を整備すること。なお、岡山県森林クラウドにより情報を管理している場合は、当該情報を活用することができる。
- 5 局長は、下刈りの検査等において、維持管理の実施状況を確認するものとする。また、当該施設の効果が十分に発揮されるよう、事業主体等に対し、研究機関等が作成した管理技術に係るマニュアル等を参考に、現地の諸条件に応じた効果的な指導・助言を行うものとする。

第8 その他

- 1 補助金申請事務について、要綱及びこの実施要領に記載されていない事項は、「岡山県造林補助金事務取扱要領」（平成24年8月25日付け、治第610-6号）を準用する。
- 2 施行地等の転用等に伴う補助金の返還措置については、「岡山県造林事業実施要領」（平成19年4月2日付け、治第53号）第4を準用する。
- 3 この事業の実施に関しその他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年度事業から適用する。

附 則（平成26年7月14日 治第269-2号）

この要領は、平成26年度事業から適用する。

附 則（平成27年4月1日 治第46号）

この要領は、平成27年度事業から適用する。

附 則（平成27年6月16日 治第192号）

この要領は、平成27年度2-四半期申請分から適用する。

附 則（平成28年4月1日 治第45号）

この要領は、平成28年度事業から適用する。

附 則（平成28年7月29日 治第332号）

この要領は、平成28年度2-四半期事業から適用する。

附 則（平成29年3月24日 治第769号）

この要領は、平成29年度事業から適用する。

附 則（平成30年10月1日 治第349号）

この要領は、平成30年度3-四半期事業から適用する。

附 則（平成31年3月29日 治第695号）

この要領は、平成31年度事業から適用する。

附 則（令和元年8月7日 治第304号）

この要領は、令和元年度2-四半期事業から適用する。

附 則（令和2年3月25日 治第772号）

この要領は、令和2年度事業から適用する。

附 則（令和3年3月19日 治第747号）

この要領は、令和3年度事業から適用する。

附 則（令和4年3月18日 治第747号）

この要領は、令和4年度事業から適用する。

附 則（令和5年3月31日 治第722号）

この要領は、令和5年度事業から適用する。

附 則（令和５年７月１４日 治第２６７号）

この要領は、令和５年度２－四半期事業から適用する。

附 則（令和６年３月２９日 治第７５８号）

この要領は、令和６年度事業から適用する。

附 則（令和６年８月１３日 治第３７９号）

この要領は、令和６年度３－四半期事業から適用する。

附 則（令和７年６月２７日 治第２６７号）

この要領は、令和７年度２－四半期事業から適用する。

附 則（令和８年３月３０日 治第７２０号）

この要領は、令和８年度事業から適用する。

別表 1 おかやま元気な森づくり推進事業の事業内容・採択基準・補助金額の算定について

作業種	区 分	事業主体	事業内容等	補助採択要件	補助金額の算定	注 記
除伐・間伐	機 能 強 化 型	森林所有者 市町村 森林組合等 生産森林組合	3～12 齢級のスギ・ヒノキ人工林において、森林所有者等の除伐及び間伐（切捨）の実施	・ 1 箇所 0.05ha 以上 ・ 伐採率 概ね 30％以上（本数） ・ 5 年間皆伐の禁止	補助金額＝事業量(ha) × 定額単価 (円未満切捨て) ・ 定額単価＝ 標準単価 ×（1＋間接費率）×査定係数×4/10 以内(円未満切捨て) ・ 事業主体が市町村の場合で、実行経費が標準経費を下回る場合は、実行経費に査定係数と補助率を乗じて求められた額を補助金額とする。 ・ 標準経費＝事業量(ha)×標準単価×（1＋間接費率）(円未満切捨て)	・ 除伐とは、3～5 齢級の林分における、不要木及び不良木の伐採をいう。また、間伐（切捨のみ）は、適正な密度管理を目的とした 3～12 齢級の林分における不良木の伐採をいう。 ・ 標準地調査の箇所数は、施行面積が 1.0ha 未満は 1 箇所、1.0ha 以上は 2 箇所以上とする。
森づくり作業道整備	作 業 道 の 開設	森林所有者 市町村 森林組合等 生産森林組合	間伐等を推進するために必要な作業道の開設、機能強化及び点検	・ 1ha の間伐等実施に対して開設延長の 200m まで補助（到達路網についても補助対象とすることができる。ただし、間伐等実施 1ha に対して 200m までが補助の上限となる。）	補助金額＝事業量(m)× 補助基本額 ×1/2 以内(円未満切捨て) ・ 事業主体が請負に付して実行した場合で、実行経費が補助基本額に延長を乗じて求められた額を下回る場合は、実行経費に 1/2 を乗じて求められた額を補助金額とする。	・ 作業道整備については、間伐等の森林整備を実施する上で適切なものを補助対象とし、その構造、規格及び事業費の積算については岡山県森林作業道作設指針及び岡山県森林作業道実施基準によるものとする。 ・ 作業道整備は、その利用区域内において、間伐等の森林整備を 2 年以内に実施するものとする。（ただし、作業道の機能強化、点検については、2 年以内の規定は設けないが、間伐等の森林整備に供するものであること。） ・ 作業道の機能強化については、維持管理に係るものを除く。 ・ 森林作業道台帳を整備すること。 ・ 到達路網とは、既設路網や山土場等から間伐等施行地に到達するために作設するもの
	作 業 道 の 機能強化 （補修・災害予防措置）			・ 路面の補修や排水施設の設置等災害予防のための改良	補助金額＝ 実行経費 ×1/2 以内(円未満切捨て) ・ 補助の対象となる実行経費の上限は 1 箇所当たり 600 千円とする。 ・ 実行経費については、契約書、見積書又は請求書など、実行経費が分かる書面により確認するものとする。	
	作 業 道 の 機能強化 （路面排水施設計画（実施を伴うもの））			・ 新設森林作業道の路面排水施設計画・実施箇所	補助金額＝排水施設の設置箇所数× 補助基本額 ×1/2 以内（円未満切捨て） ・ 排水施設の設置箇所数は、森林作業道の路線内で、谷筋など雨水の排水ポイントに至る一連の路面排水施設の設置箇所数とする。	
	作 業 道 の 点検			・ 作業道を適切に管理するために点検を行うとともに、管理車両等の通行に必要な維持管理行為（路面上の草木本類の除去、路面の簡易補修等）を実施するもの ・ 点検した作業道の状況等については、記録を整理すること	補助金額＝事業量(m)× 補助基本額 ×1/2 以内(円未満切捨て) ・ 事業量は、維持管理行為を実施した延長	
搬出促進	スギ材の搬出促進	国庫補助事業により間伐を実施した事業主体	木材価格がヒノキと比較して安価であるスギ林の間伐を推進するとともに間伐材の有効活用を図るため、スギ間伐材の山土場から県内の原木市場等までの搬送費	・ 国庫補助事業により実施した搬出間伐施行地	補助金額＝施行面積(ha)×搬送係数× 補助基本額 ×1/2 以内(円未満切捨) ・ 搬送係数＝ha 当たりの搬送材積／40m3 で 1.00 以下。（搬送材積は、小数点以下第 3 位切捨て第 2 位止め）	スギ林の間伐を推進するため、知事が特に必要と認めた場合に限り、県内の原木市場以外へ搬送することができる。
多様な森づくりの推進	植栽	森林所有者 市町村 森林組合等 生産森林組合	人工林の着実な若返りを図るとともに、自然条件等に適合した広葉樹、針広混交林、複層林の造成による多様な森づくり	・ 広葉樹又は針広混交林、複層林の造成 ・ 1 箇所 0.1ha 以上 ・ 再造林のみ ・ 森林保険への 10 年加入義務	補助金額＝事業量(ha) × 定額単価 (円未満切捨て) ・ 定額単価＝ 標準単価 ×（1＋間接費率）×査定係数×4/10 以内(円未満切捨て) ・ 事業主体が市町村の場合で、実行経費が標準経費を下回る場合は、実行経費に査定係数と補助率を乗じて求められた額を補助金額とする。 ・ 標準経費＝事業量(ha)×標準単価×（1＋間接費率）(円未満切捨て)	・ 針広混交林の造成については、広葉樹が本数率で概ね 50％を超えるものであることを基本とし、少なくとも 20％以上を確保するものとする。 ・ 複層林の造成の場合は、地拵え、植栽のみが対象となる。
	下刈り 雪起こし 枝打ち		人工林の健全な育成を図るために必要な下刈り、雪起こしに対する支援、また、花粉飛散量の減少を図るため、雄花の着果が多い生枝等の枝払い	・ 1 箇所 0.1ha 以上 ・ 下刈り、雪起こしは 1～2 齢級の人工林 ・ 雪起こしは、被害率が 30％以上 ・ 枝打ちは、3～6 齢級の人工林（間伐と一体施行は 12 齢級まで） ・ 枝打ち幅は 1m 以上（生枝枝）、枝打ちの高さは地上おおむね 8m まで	補助金額＝事業量(ha) × 定額単価 (円未満切捨て) ・ 定額単価＝ 標準単価 ×（1＋間接費率）×査定係数×4/10 以内(円未満切捨て) ・ 事業主体が市町村の場合で、実行経費が標準経費を下回る場合は、実行経費に査定係数と補助率を乗じて求められた額を補助金額とする。 ・ 標準経費＝事業量(ha)×標準単価×（1＋間接費率）(円未満切捨て)	

作業種	区 分	事業主体	事業内容等	補助採択要件	補助金額の算定	注 記
多様な森づくりの推進	獣害対策（設置）	森林所有者 市町村 森林組合等 生産森林組合	人工林の着実な更新を図るため、植栽木をシカ等の獣害から守るためのネット等の設置及び点検、改修	・ 獣害防止柵の設置など ・ 1 箇所 0.1ha 以上 ・ 人工林であること	補助金額＝事業量(m又は本) × 定額単価 (円未満切捨て) ・ 定額単価＝ 標準単価 ×（1＋間接費率）×83/100 以内(円未満切捨て) ・ 事業主体が市町村の場合で、実行経費が標準経費を下回る場合は、実行経費に 83/100 を乗じて求められた額を補助金額とする。 ・ 標準経費＝事業量(m又は本)×標準単価×（1＋間接費率）(円未満切捨て) ・ 獣害防止柵の事業量は斜距離	
	獣害対策（点検・改修）			・ 国庫補助事業及び県単独補助事業で設置した獣害防止柵であること ・ 獣害防止柵により保護された樹木の林齢は、2 齢級以下であること ・ 点検回数は、獣害防止柵の全周囲延長の点検をもって 1 回とみなし、4 回以上/年実施すること	補助金額＝事業量(m)× 補助基本額 ×1/2 以内(円未満切捨て) ・ 事業量は、点検又は改修を実施した延長とする。 ・ 点検については、4 回実施分を補助基本額とする。 ・ 5 回目以降の点検（以下「点検強化」という。）については、1 回実施分を補助基本額とし、点検 1 回実施ごとに加算する。	○点検 ・ 点検には次の軽微な補修作業を含む。 ア 結束バンド等による小規模なネット破損部分の結合 イ 張りロープや支柱支持ロープの張り直し ウ アンカー杭の打ち直し等 ・ 点検は、1 箇所あたり 2 週間以上の間隔をあけて実施すること。ただし、台風や大雨の後等緊急を要する場合にはこの限りでない。 ・ 人力に替えてドローンによる点検を行った場合も補助対象とする。 ・ 点検 12 回/年（点検強化 8 回）を補助の上限とする。 ○改修 ・ 改修は、ネットの張り替えや、破損したボールの取り替え等、点検時の軽微な補修作業では対応できないものとする。
ドローン資材運搬促進	ドローンによる資材運搬	森林所有者 市町村 森林組合等 生産森林組合	再造林の効率化と労働強度の軽減を図るためのドローンによる苗木等の資材運搬	・ 国庫補助事業により実施した人工造林、鳥獣害防止施設等整備の施行地。ただし、再造林に係るものに限る。 ・ 1 箇所概ね 1.0ha 以上	補助金額＝実行経費×1/2 以内(円未満切捨て) ・ 実行経費はドローン運搬に係る経費とする。 ・ 補助の対象となる実行経費の上限は 1 箇所当たり 200 千円とする。 ・ 実行経費については、契約書、見積書又は請求書など、実行経費が分かる書面により確認するものとする。	
デジタル申請推進	デジタル申請	森林所有者 市町村 森林組合等 生産森林組合	現地測量業務の省力化を図るとともに、測量データを森林クラウド上に反映させて森林整備を促進するためのデジタル技術を活用した測量	・ 国庫補助事業により実施した人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐の施行地 ・ 測量成果を岡山県森林クラウドにシェープファイルで登録すること	補助金額＝事業量(ha)×国庫補助事業の標準単価×（1＋国庫補助事業の間接費率）×1/100 以内(円未満切捨て) ・ 実施主体が市町村の場合で、実行経費が標準経費を下回る場合は、実行経費に 1/100 を乗じて求められた額を補助金額とする。 非公共事業については、補助対象経費に 1/100 を乗じて求められた額(円未満切捨て)を補助金額とする。	・ オルソ画像や G N S S といったデジタル技術を活用した国庫補助事業に係る補助金交付申請を対象とする。 ・ ドローン及びその周辺機器並びに G N S S 測量機器購入経費には充当できないものとする。
シカ被害に強い低コスト再造林対策	シカ捕獲に係る資材導入	森林所有者 市町村 森林組合等 生産森林組合	シカ捕獲に係る資材の導入	・ 再造林推進のためのシカ林業被害総合対策を実施するモデル地区での取組に限る。	補助金額＝事業量（セット）×補助対象経費×1/2 以内(円未満切捨て)	
	捕獲物処理用穴設置		捕獲物処理用穴の設置		補助金額＝事業量(箇所)×補助対象経費×1/2 以内(円未満切捨て) ・ 補助対象経費の上限は 1 箇所当たり 2,100 円とする。	

別表 2 (第 5 の 1 関係)

補助金交付申請書に添付する書類

区 分	除伐・間伐	森づくり 作業道整備	搬出促進	多様な森づくりの推進	ドローン 資材運搬促進	デジタル 申請推進	シカ被害に強い低コスト再造林対策		備 考
							シカ捕獲に係る 資材導入	捕獲物処理用 穴設置	
申請内訳書	○	○	○	○	○				別紙様式4 森づくり作業道の開設及び機能強化については、付表1を添付
申請内訳書 (デジタル申請推進)						○			別紙様式4(デジタル申請推進)
申請内訳書(シカ被害に 強い低コスト再造林対策)							○	○	別紙様式4(シカ被害に強い低コスト再造林対策)
位置図	○	○	○	○				○	施行地の位置を示した地形図(2万5千分の1程度)又はこれに準ずるもの
実測図	○			○					別紙様式5 ポケットコンパス等による測量又は精度の高い既存の図面 (獣害対策(点検・改修)にあつては、改修箇所 ^ア の延長がわかるようにしておくこと。)
平面図・標準断面図等		○							・森づくり作業道整備 平面図(出来高による線形図等)、標準断面図、中心線測量野帳 (点検にあつては、上記に係る既存の図面でも可。ただし、維持管 理行為を実施した延長がわかるようにしておくこと。)
森林施業図		○							別紙様式6 ・開設にあつては森林施業図に開設位置及び間伐等施業予定地を記入
事業の施工前、施工 中、施工後の写真 (原則、GPSデータ が記録されたもの)	○	○	○	○	○			○	・除伐・間伐 施工前、施工中、施工後(林内、遠景)等各2枚程度 (選木作業を伐倒とは別途に行う場合(伐倒と同時に行う場合は除 く)で、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングする 作業を実施する場合は、作業中及び作業後の写真を撮影するもの とする。) ・作業道整備(開設) 施工前(起点付近)、施工中、施工後 (起終点及び開設線形等が確認できる主要箇所) ・作業道整備(機能強化) 施工前、施工中、施工後(機能強化箇所) ・作業道整備(点検) 点検施工前、点検施工中、点検施工後(点検箇所) ・多様な森づくりの推進(獣害対策(点検・改修)除く) 施工前、施工中、施工後 1枚程度 ・多様な森づくりの推進(獣害対策(点検・改修)) 施工前、施工中、施工後(点検については100mに1枚程度、改修に ついては、改修箇所) ・搬出促進 トラック積込状況等1枚程度 ・ドローン資材運搬促進 資材運搬中の写真を1枚程度 ・捕獲物処理用穴設置 施工前、施工中、施工後(穴設置箇所) 施工後の写真については、穴の寸法がわかるようスケール等も 含めて撮影
委託契約書の写し	○	○	○	○				○	受託施行の場合
請負契約書の写し	○	○		○				○	請負施行の場合
間接費率の適用に係る 証明書	○	○ (機能強化)		○					間接費率を適用する場合 別紙様式7
実行経費を確認できる 書類	○	○		○	○			○	実行経費を用いて補助金額を決定するものについては、実行経費を確認しうる 関係書類の写し
出荷量が確認できる書 類			○						出荷量が確認できる伝票等の写し及び当該申請箇所の造林事業補助金明細書の 写し
購入伝票							○		購入伝票の写し
点検・改修作業記録簿				○					別紙様式8 獣害対策(点検・改修)に限る
委任状(写し)	○	○	○	○	○	○		○	代理申請の場合 別紙様式9
県徴収金の滞納がない ことの証明	○	○	○	○	○	○	○	○	事業主体に係るもの(代理申請の場合は、委任した者)
下刈り必要性認証資料				○ (下刈り)					令和4年度以降に植栽した施行地において、4回目以降の下刈りを実施する場 合に限る 別紙様式15

○は添付が必要

※施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像等を提出する場合は、位置図、実測図及び写真について添付を省略することができるものとする。

※その他として知事が必要と認めた書類

別紙 1（第 5 の 8 関係）

市町村が補助事業者となる場合

市町村が県からの補助金の交付を受けて事業主体に補助金を交付する場合の留意事項は次のとおりとする。

（事業主体の留意事項）

1 事業主体は、次のとおり留意することとする。

（1）事業主体は、事業の終了後速やかに市町村が定める補助金交付申請書（要綱様式第 1 号を準用）に、別表 2 に掲げる書類を添えて、施行地所轄の市町村長に提出する。

なお、提出期限は、市町村の要綱・要領などで定める日までとするが、最終期限は 3 月 10 日までとする。

（2）次に掲げる者に該当する場合は、前項の申請をすることができない。

ア 岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者

イ 岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（3）事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、次により補助金の交付申請等を行う。

ア 補助金の交付申請について委任を受けた者は、事業完了結果を確認の上、市町村が定める補助金交付申請書（要綱様式第 1 号を準用）及び別表 2 に掲げる書類を作成し、委任状を添付して補助金の交付申請を行う。

イ 補助金の受領について委任を受けた者（以下「代理受領者」という。）は、代理受領に係る委任状を提出する。

（4）事業主体は、事業の実施形態等により、次のように区分する。

ア 森林組合が自己所有林（信託を引き受けた森林又は森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 26 条第 1 項に規定する森林）に直営その他の方法により実行した場合の事業主体は森林組合

イ 森林組合等が自己所有以外の森林につき受託施行した場合の事業主体は次による。

（ア）委託者が、市町村又はおかやまの森整備公社である場合は、それぞれ市町村又はおかやまの森整備公社

（イ）委託者が、市町村又はおかやまの森整備公社以外の場合は、森林組合

ウ 事業主体となり得る者が自力で実行した場合又は森林組合等に作業を請け負わせた場合は、当該事業実施主体

（5）森林組合等が事業主体として実施する森林組合等受託施行の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

ア 受委託契約の締結

森林組合等が森林所有者と受委託契約を締結したものに限る。

なお、森林組合等が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

イ 森林所有者の従事

（ア）森林所有者（森林を所有する会社等の従業員を含む。以下同じ。）は、原則、所有森林の事業（森林組合等受託施行として補助金交付を申請しようとするものに限る。以下同じ。）に従事していないこと。

ただし、森林所有者が所有森林以外の森林の事業に従事した事業量（面積又は箇所数若しくは日数。本ただし書において同じ）が過半を占める場合、又は、所有森林の事業に当該森

林所有者以外の者が従事した事業量が過半を占める場合は、この限りでない。

(イ) 森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、ア及びイの(ア)のほか、次の要件を満たすこと。

- ① 森林組合等が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。
- ② 森林組合等が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。
- ③ 森林組合等が直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、森林組合等の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、並びに、関係法令で義務づけられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

ウ 判断の期間等

イの(ア)のただし書の場合に該当するか否かを判断する期間は1会計年度とし、当該年度途中の補助金交付に当たっては、同場合に該当することが確実と認められることに留意すること。

エ 特例措置

災害の発生等から市町村長がやむを得ないものと認めた場合はこの限りでない。

(6) 市町村への補助金の交付申請は、原則として事業主体が行うべきものであるが、補助事務の円滑な実施を図るため、森林組合、おかやまの森整備公社が事業主体である場合等のほかは、市町村長は、事業主体が森林組合等に該当事務を委任し、所要の手続きが行われるよう指導する。森林組合等が事業主体の委任を受けて、補助金の交付申請事務を取り扱う場合には、次による。

ア 森林組合等は、事業主体の委任を受けて補助金事務を取り扱う場合には、事業の終了後直ちに現地調査を行い、実行状況を精査した上、事業主体に代わって申請書及び施業図を作成する。

イ 森林組合等は、補助金交付申請書を作成したときは、これを事業主体に提示して押印を受ける。

ウ 森林組合等は、補助金交付申請書を取りまとめて施業図等を添付の上、市町村長に提出する。

(7) 事業主体は、交付申請に当たり、森林法第10条の8に基づく届け出、保安林内においては伐採届け又は作業許可など事業実施に必要な法的な措置を講ずること。

(8) 市町村が事業主体へ補助金交付を行う場合は、次のとおりとする。

ア 市町村長は、事業主体への補助金の交付については、市町村が別に定める要綱等に基づくものとする。

イ 市町村長は、交付申請書の受理後速やかに、施行地ごとの竣工調査に基づき補助金の査定を行い、調査員は、竣工検査調書を作成する。

なお、査定及び調査は、「おかやま元気な森づくり推進事業実施要領」、「おかやま元気な森づくり推進事業調査要領」を参考とし、別に市町村が定める要領等に基づき実施するものとする。

ウ 市町村長は、前項の竣工検査調書により補助金の交付決定及び額の確定を同時に行う。

エ 補助金の交付決定及び額の確定通知書（要綱様式第3号を準用）には、補助金明細書（別紙様式10）を添付し、当該補助金の交付申請者に通知する。

オ 補助金の代理受領者は、当該補助金の交付条件を事業主体に通知する。

(9) 補助金の代理受領は次のとおり取り扱うものとする。

ア 森林組合等は、事業主体の委任を受けて補助金の代理受領を行うことができるものとする。（別紙様式9）

イ 森林組合等は、代理受領した補助金を次に掲げる事項に留意して速やかにこれを事業主体に交付する。（別紙様式11）

(ア) 代理受領した補助金を30日以上滞留させるなど、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにする。

(イ) 交付事務の適正を期するため、市町村長は、交付後森林組合等から個々の事業主体に対する交付状況の報告を（別紙様式12を準用）必ず徴し、支払未済のものがあるときは、実施状況

調査を行い、交付状況を確認する等の措置をとるものとする。

ウ 代理受領した補助金は、市町村の交付に当たって示した内訳に従い、その全額を事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接事業に関係のある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

(ア) 補助金交付事務取扱手数料

(イ) 当該施行地の森林保険料

エ 森林組合等が受ける補助金事務取扱手数料は、原則として実費の範囲内とする。

オ 森林組合等が事務取扱手数料についての料率を定めようとする場合には、総会等の議決を経た上、市町村長に報告するものとする。

(補助金にかかる帳簿等の整備、保管)

2 市町村及び事業主体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(義務)

3 事業主体は次の措置をとらなければならない。

(1) 植栽の施行地については、10年間の森林保険等に参加すること。

また、除伐・間伐の施行地については、3年間の森林保険等に参加するよう努めること。

(2) 植栽の施行地について、植栽後の下刈り・手入れ及び補植等を行い、成林に必要な保育管理に努めること。

(3) 事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道に係る間伐等保育作業等計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。

イ 当該補助事業で開設又は補修した作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

(4) 作業道整備に係る間伐等作業について、採択基準以上実施しなければならない。

(5) 補助事業における消費税の額の取扱については、次のとおりとする。

ア 事業主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、補助金交付申請書にそのことを明らかにし、補助金の交付を申請しなければならない。この場合において知事は消費税仕入控除税額に相当する補助金については、必要に応じ、減額して交付決定を行うことができる。

イ 事業主体は、補助金の額確定後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書（要綱様式第4号）により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

年度おかやま元気な森づくり推進事業要望とりまとめ表

〇〇県民局

作業種	区分	市町村	事業主体	事業量(ha,m,本,箇所,セット)	事業費(円)	補助金額(円)	備考
除伐・間伐	機能強化型 (ha)						
	計						
森づくり作業道整備	開設 (m)						
	計						
	機能強化 (補修・災害予 防措置) (m)						
	計						
	機能強化 (路面排水施設 計画・実施) (箇所)						
	計						
	点検 (m)						
搬出促進	スギ材の 搬出促進 (ha)						
	計						
多様な森づくりの推 進	植栽 (ha)						
	計						
	下刈り (ha)						
	計						
	雪起こし (ha)						
	計						
	枝打ち (ha)						
	計						
ドローン資材運搬 促進	獣害対策 (設置) (m,本)						
	計						
	獣害対策 (点検・改修) (m)						
	計						
	ドローンによる 資材運搬 (箇所)						
	計						
	計						
デジタル申請推進	デジタル申請 (ha)						
	計						
シカ被害に強い 低コスト再造林 対策	シカ捕獲に係る 資材導入 (セット)						
	計						
	捕獲物処理用 穴設置 (箇所)						
	計						
合計							

※留意事項

- ・自力と委託・請負については、同じ事業主体であっても分けて数量を記載すること。その際に備考欄に「自力等」、「委託・請負」と記載すること。
- ・市町村が補助金の交付を受けて補助事業者として事業を実施する場合、備考欄に「補助」と記載すること。
- ・シカ捕獲に係る資材導入については、備考欄に資材名を記載すること。
- ・獣害対策については、備考欄に実施面積を記載し、設置については獣害防止柵か食害防護資材かを記載すること。
- ・デジタル申請推進については、備考欄にオルソ画像活用かGNSS活用かを記載すること。

第 号
年 月 日

市町村長 殿

（事業主体）

年度おかやま元気な森づくり推進事業の実績報告について

おかやま元気な森づくり推進事業実施要領第 2 の 5 の規定に基づき、次のとおり事業実績を報告します。

記

1 事業実績表

1 事業実績表

作業種	区分	事業量	補助金額(円)
除伐・間伐	機能強化型	ha	
森づくり作業道整備	開設	m	
	機能強化(補修・災害予防措置)	m	
	機能強化(路面排水施設計画・実施)	箇所	
	点検	m	
搬出促進	スギ材の搬出促進	ha	
多様な森づくりの推進	植栽	ha	
	下刈	ha	
	雪起こし	ha	
	枝打ち	ha	
	獣害対策(設置)	m	
		本	
	獣害対策(点検・改修)	m	
ドローン資材運搬促進	ドローンによる資材運搬	箇所	
デジタル申請推進	デジタル申請	ha	
シカ被害に強い 低コスト造林対策	シカ捕獲に係る資材導入	セット	
	捕獲物処理用穴設置	箇所	
計		ha	
		m	
		箇所	

別紙様式 4

県民局・地域事務所	市 町 村	申請者

年度(次)

おかやま元気な森づくり推進事業 申請内訳書

[illegible]

※作業種区分に応じて、必要な項目欄を記載すること。

※森づくり作業道の開設及び機能強化については付表1を作成すること。

県民局・地域事務所	市 町 村	申請者

年度(次) おかやま元気な森づくり推進事業 申請内訳書 (デジタル申請推進)

[illegible]

- (注) 1 造林事業の区分欄には、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業、農山漁村地域整備交付金、(非公共事業)のいずれかとする。
2 事業の種類欄には、人工造林、樹下植栽等、枝打ち、保育間伐、間伐、更新伐、(非公共事業)のいずれかとする。
3 造林事業申請番号欄には、岡山県造林事業補助金交付要綱第3条又は(非公共事業)に定める補助金交付申請書の申請番号を記載する。
4 協業体にあつては、森林所有者欄に協業体名を記載する。
5 備考欄には、オルソ画像活用かG N S S活用かを記載する。また、森林所有者が消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく1,000万円以下の免税事業者及び簡易課税制度適用事業者以外の場合には、「(原則課税)」と記載する。
6 県徴収金等の滞納がないことの証明(納税証明書)は、同時期の申請であれば写しでも可とする。

県民局・地域事務所	市 町 村	申請者

おかやま元気な森づくり推進事業 申請内訳書

[illegible]

※作業種区分に応じて、必要な項目欄を記載すること。

別紙様式 4 の付表 1

県民局・地域事務所	市 町 村

年度 (次)

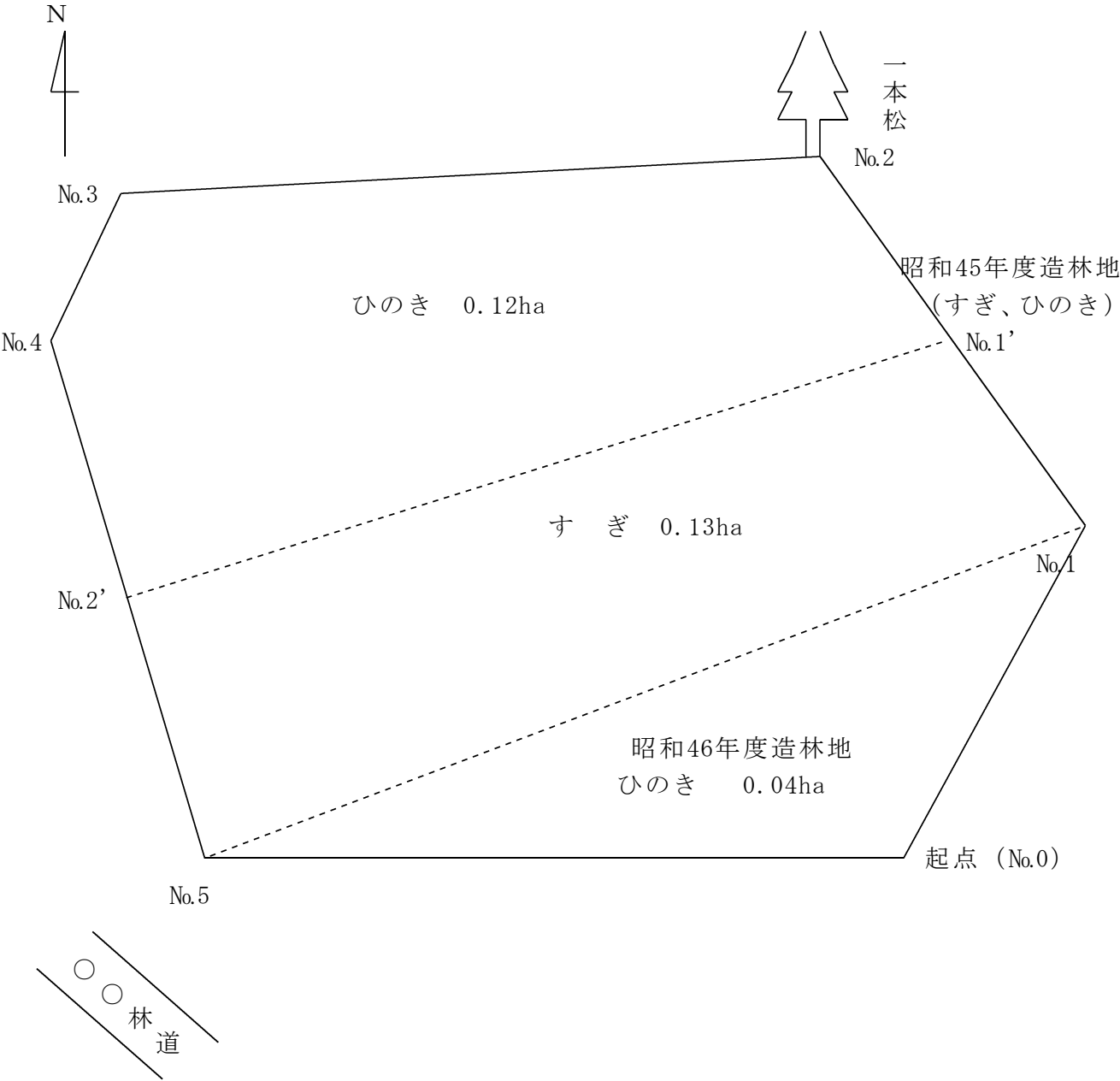
森 づ くり 作 業 道 計 画 書

申請番号	枝番	路線名	事業箇所		事業主体	延長 m	箇所 箇所	事業費 円	間伐等作業実施林分の状況						備 考
									実施年度	樹種	林齢	面積 ha	作業内容	林班－小班 区画－枝番	

実 測 図

- 1 森林所有者氏名
- 2 事業主体
- 3 施行箇所
- 4 施業実施面積

市町村大字 番地
h a
※面積は、小数点第 3 位を切捨

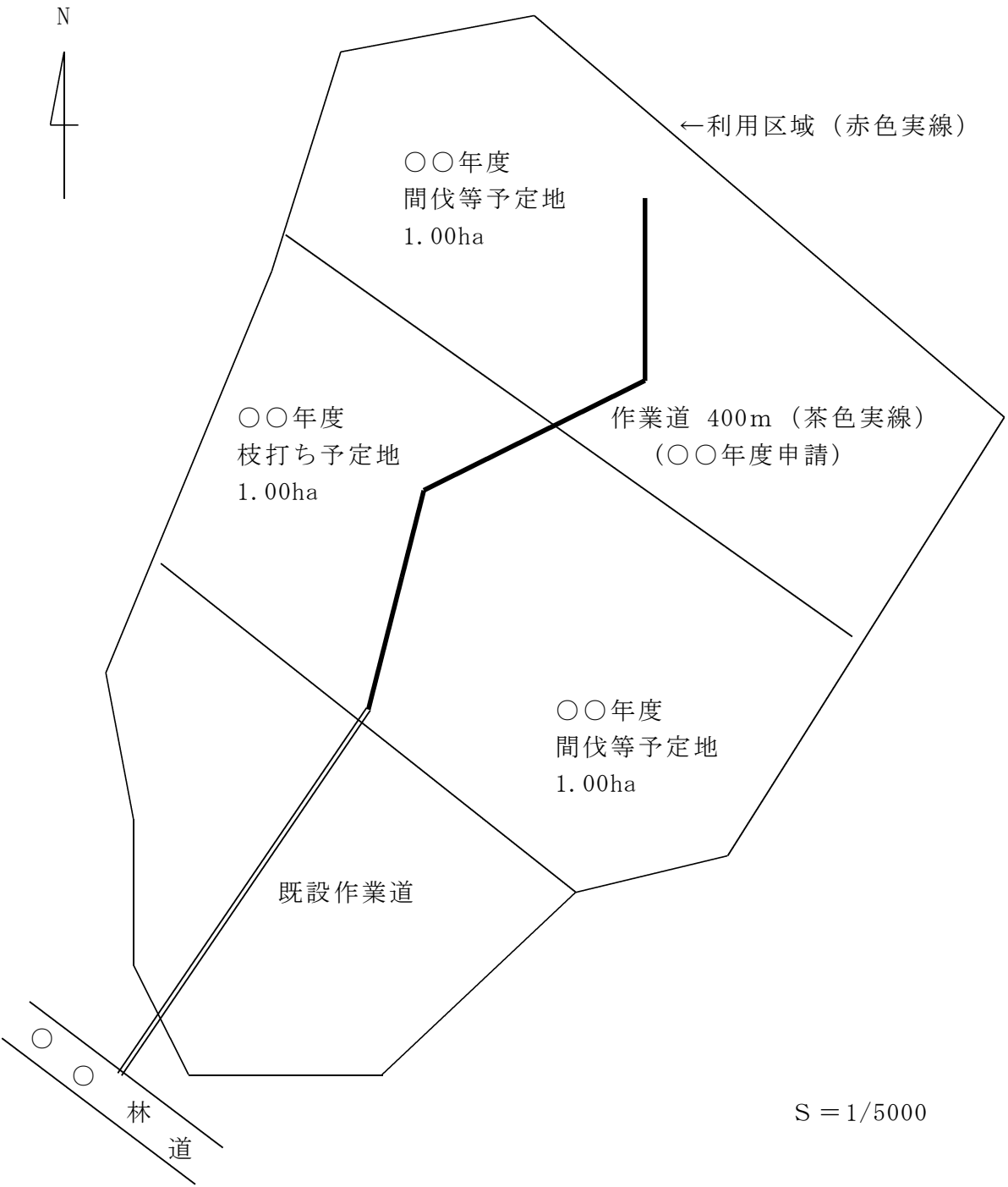


S = 1/500, 1/1000程度

森 林 施 業 図
(作 業 道 用)

1 事 業 主 体
2 事 業 箇 所

市町村大字 番地



申請No	
------	--

間接費率の適用に係る証明書

施業を実施した事業体名：

区 分		確認欄	現場作業員 人数 A	点数	計	備 考
現 場 監督費	雇用労務の有無					確認欄が○で あれば21%を加算
	(雇用労務が無い場合) 指示書・監督日誌等の有無					

区 分			確認欄	加入人数 B	点数 C	計 D=B×C	備 考
社 会 保険料等	労災保険の加入の有無				6		事業主負担が ある場合が対象
	雇用保険の加入の有無				1		
	健康保険の加入の有無				5		
	厚生年金保険の加入の有無				10		
	退職金共済等の加入の有無	中小企業退職金 共済制度			3		
		中小企業退職金 共済制度以外			2		
	計						
				平均点 (Dの計/A)			※点数の計／現場作 業員人数
				加算率			※下記の表より該当 の率を転記

平均点数	加算率
1点未満	0%
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	10%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	18%

上記のとおり、相違ないことを証明する。(又は、上記のとおり、確認したことを証する。)

年 月 日

事業主体(又は施業を請け負った林業事業体)

(記載上の留意事項)

現場監督費について、雇用労務がない林業事業体(一人親方等)にあつては、事業主体からの指示書や監督日誌などがある場合に限り、加算できる。(21%)

- ・確認欄には、該当があれば「○」を、該当がなければ「×」を記入する。
- ・雇用労務とは、雇用契約書を交わし、雇用されている者をいう。
- ・社会保険料等は、事業主負担があるものが対象であり、個人のみが支払っているものは対象とならない。
- ・事業主体又は事業主体から施業を請け負った林業事業体の代表者が証明する。

なお、事業主体が、施業を発注した林業事業体の社会保険等の加入実態を確認した場合は、「上記のとおり、確認したことを証する。」に変更する。

・複数箇所を同一作業班が施業実施した場合は、まとめて証明することを可とする。(様式「複数箇所を一括して証明する場合」による)

別紙様式 7 (複数箇所を一括して証明する場合)

間接費率の適用に係る証明書

[illegible]

記のとおり、相違ないことを証明する。(又は、上記のとおり、確認したことを証する。)

年 月 日

事業主体(又は施業を請け負った林業事業体)

(記載上の留意事項)

- ・現場監督費について、雇用労務がない林業事業体(一人親方等)にあつては、事業主体からの指示書や監督日誌などがある場合に限り、加算できる。(21%)
- ・確認欄には、該当があれば「○」を、該当がなければ「×」を記入する。
- ・雇用労務とは、雇用契約書を交わし、雇用されている者をいう。
- ・社会保険料等は、事業主負担があるものが対象であり、個人のみが支払っているものは対象とならない。
- ・事業主体又は事業主から施業を請け負った林業事業体の代表者が証明する。
- なお、事業主体が、施業を発注した林業事業体の社会保険等の加入実態を確認した場合は、「上記のとおり、確認したことを証する。」に変更する。

※下記の表より該当の率を転記

平均点数	加算率
1点未満	0
1点以上 7点未満	0.03
7点以上 13点未満	0.1
13点以上 23点未満	0.13
23点以上	0.18

獣害対策（点検・改修）事業作業記録簿

申請番号：

事業箇所：

延 長：

年月日	作業種	作業内容	作業者

（備考）

- ・点検を行った場合は、点検年月日及び延長を記載すること。
- ・改修を行った場合は、実測図に改修箇所を図示するとともに、改修年月日及び延長を記載すること。

委任状及び精算依頼書

私儀、〇〇〇〇を代理人と定め次の 1 の事項を委任します。

なお、あわせて補助金受領の際、下記 2 の代金を精算されるよう依頼します。

- 1 おかやま元気な森づくり推進事業補助金交付要綱第 3 条第 3 項に定めるおかやま元気な森づくり推進事業補助金の交付申請手続き及び受領に関すること。
- 2 〇〇年度おかやま元気な森づくり推進事業補助金から下記の代金を精算されること。
 - (1) おかやま元気な森づくり推進事業補助金事務取扱手数料
 - (2) 申請地に係る施行地に使用した苗木代
 - (3) 申請地に係る施行地に対する森林保険料
 - (4) この事業施行地に使用した肥料代又は縄等代

□□□□

〇〇〇〇 殿

年 月 日

住 所
氏 名

別紙様式10 (第5の3関係)

県民局・地域事務所	市 町 村	申請者

年度(次)

おかやま元気な森づくり推進事業 補助金明細書

申請番号	枝番	事業箇所		作業種区分	樹種	林齢 植栽 年度	面積	出荷材積	延長(m)	(標準事業費) 事業費 円	定額単価 (標準単価)		補助金額 円	搬出促進事業 造林事業 申請番号	備考
				森林所有者名			h a	m³	本数		(実行経費)	査定係数			

※作業種区分に応じて、必要な項目欄を記載すること。

別紙様式10 (第5の3 関係) (シカ被害に強い低コスト再造林対策)

県民局・地域事務所	市 町 村	申請者

年度(次)

申請番号	枝番	事業箇所		森林所有者名	区分	資材の内容	事業量 セット,箇所	(標準事業費) 事業費 円	定額単価 (標準単価)	補助金額 円	備考 (実行経費)
									査定係数		

※作業種区分に応じて、必要な項目欄を記載すること。

年度おかやま元気な森づくり推進事業補助金配付通知書

年 月 日

（事業主体） 殿

（申請代理人） 印

さきに申請の委任のあった 年度おかやま元気な森づくり推進事業補助金について、補助金額が決定されました。ついては、さきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり差引精算の上、配付することになりましたので通知します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 配付方法

(1) 口座振込

月 日〇〇銀行〇〇支所貴殿預金口座に振り込みました。
- 3 交付条件

(1) 植栽の施行地については、10年間の森林保険等に参加すること。

また、除伐・間伐の施行地については、3年間の森林保険等に参加するよう努めること。

(2) 森林の健全な育成のために適切な保育及び管理に努めること。

(3) 事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道に係る間伐等保育作業等計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。

イ 当該補助事業で開設又は補修した作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

(4) 作業道整備に係る間伐等作業について、採択基準以上実施しなければならない。

(5) 補助事業における消費税の額の取扱については、次のとおりとする。

ア 事業主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、補助金交付申請書にそのことを明らかにし、補助金の交付を申請しなければならない。この場合において知事は消費税仕入控除税額に相当する補助金については、必要に応じ、減額して交付決定を行うことができる。

イ 事業主体は、補助金の額確定後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書（要綱様式第4号）により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。
- 4 おかやま元気な森づくり推進事業は、おかやま森づくり県民税を活用した事業である。

番号	施行地	作業種	区分	県から交付された補助金額 (A)	前受金 (B)	計 (C)= (A)+(B)
1						
2						

番号	苗木代 (1)	保険料 (2)	事務手数料 (3)	肥料代等 (4)	計 (D)= (1)+(2)+(3)+(4)	差引支払額 (E)= (C)-(D)	支払月日
1							
2							

別紙様式12(第5の5関係)

年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

(補助金の代理受領者)

おかやま元気な森づくり推進事業費補助金配付状況報告書

〇〇年度おかやま元気な森づくり推進事業費補助金を代理受領し、下記のとおり支払を完了したので報告します。

記

[illegible]

おかやま元気な森づくり推進事業計画書

1 事業計画書
(1) 事業の目的

(2) 事業の内容及び経費の配分 (円)

区 分		事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業に 要した経費 (A)	負 担 区 分		
				県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)
除伐・間伐	機能強化型					
森づくり作業道 整備	開設					
	機能強化(補修・災害予防措置)					
	機能強化(路面排水施設計画・実施)					
	点検					
搬出促進	スギ材の搬出促進					
多様な森づくり の推進	植栽					
	下刈					
	雪起こし					
	枝打ち					
	獣害対策(設置)					
	獣害対策(点検・改修)					
ドローン資材 運搬促進	ドローンによる資材運搬					
デジタル申請推 進	デジタル申請					
シカ被害に強い 低コスト再造林 対策	シカ捕獲に係る資材導入					
	捕獲物処理用穴設置					
計						

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 収支予算書
(1) 収入 (円)

区 分	予算額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
計		

(2) 支出 (円)

区 分	予算額	経費積算内訳
補 助 金		
計		

(注) 経費積算内訳は、賃金、需用費等それぞれの経費ごとにその積算内訳を記載すること。

おかやま元気な森づくり推進事業実績報告書

1 補助事業の成績

区 分		事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業に 要した経費 (A)	負 担 区 分		
				県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)
除伐・間伐	機能強化型					
森づくり作業道 整備	開設					
	機能強化(補修・災害予防措置)					
	機能強化(路面排水施設計画・実施)					
	点検					
搬出促進	スギ材の搬出促進					
多様な森づくり の推進	植栽					
	下刈					
	雪起こし					
	枝打ち					
	獣害対策(設置)					
	獣害対策(点検・改修)					
ドローン資材 運搬促進	ドローンによる資材運搬					
デジタル申請推 進	デジタル申請					
シカ被害に強い 低コスト再造林 対策	シカ捕獲に係る資材導入					
	捕獲物処理用穴設置					
計						

※付表による事業明細を作成し添付すること。

2 事業完了年月日 年 月 日

3 収支精算書

(1) 収入 (円)

区 分	予算額	精算額	差引増△減額	備 考
県 補 助 金				
市 町 村 費				
計				

(2) 支出 (円)

区 分	予算額	精算額	差引増△減額	経費内訳
補 助 金				経費内訳は、付表に記載
計				

(3) 収支精算 (円)

区 分	補助金交付 決定額	精算事業費 総額	精算補助金額	既受領 補助金総額	差引補助金 未受領(返還)額
県 補 助 金					
計					

付表 事業明細（実績）

[illegible]

- (注) 1 事業主体毎に小計をとること。
2 実績時に総括位置図（施行地の位置を示した 5 万分の 1 地形図又はこれに準ずるもの）を添付すること。
また、備考欄に植栽については植栽樹種、植栽本数を記載すること。
3 事業主体ごとに作成した補助金明細書を添付すること。

下刈り必要性認証資料

施行箇所： _____
 森林所有者： _____
 林小班区画： _____
 現地確認日： _____
 下刈り実施（予定）日： _____
 樹種： _____
 植栽密度： _____
 下刈り実績： _____

標準地No.

植栽木	優勢木 注1	被圧木 注2	優勢木 割合	植栽木 樹高(m)	占有植生	占有植生最 大高(m)注3
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計/割合/平均樹高						
備考						

※適宜行を追加すること。

※標準地の面積は100㎡以上とする。

標準地の設定箇所数は、1 施行地が1.0ha未満の場合は1か所以上、1.0ha以上の場合は2か所以上とし
2.0ha増すごとに1か所加算する。

注1：梢端部が雑草木を上回る植栽木

注2：梢端部が雑草木を下回る植栽木

注3：木本類については毎年伸び続けるため、当年度に見込まれる高さを記載する。

(参考様式 第2の2関係)

治 第 号
年 月 日

〇〇県民局長 殿

農林水産部長

〇〇年度おかやま元気な森づくり推進事業の配分について

このことについて、別紙のとおり配分します。
事業実施に当たっては、円滑な実施が図られるよう事業主体を指導願います。

記

〇〇年度おかやま元気な森づくり推進事業配分表 別紙のとおり

(別紙)

〇〇年度おかやま元気な森づくり推進事業配分表

県民局名：

総括表

作業種	区 分	補助金額(円)	備 考 (目安となる事業量)
除伐・間伐	機能強化型		ha
森づくり作業道整備	開設		m
	機能強化 (補修・災害予防措置)		m
	機能強化 (路面排水施設計画・実施)		箇所
	点検		m
搬出促進	スギ材の搬出促進		ha
多様な森づくりの推進	植栽		ha
	下刈り		ha
	雪起こし		ha
	枝打ち		ha
	獣害対策(設置)		m
			本
	獣害対策(点検・改修)		m
ドローン資材運搬促進	ドローンによる資材運搬		箇所
デジタル申請推進	デジタル申請		ha
シカ被害に強い 低コスト再造林対策	シカ捕獲に係る 資材導入		セット
	捕獲物処理用穴設置		箇所

(参考様式 第2の3)

第 年 月 日
号

(事業主体名) 殿

岡山県〇〇県民局長

〇〇年度おかやま元気な森づくり推進事業の内示について

このことについて、別紙のとおり内示するので事業の円滑な実施をお願いします。

(別紙)

〇〇年度おかやま元気な森づくり推進事業内示表

事業主体名：

総括表

作業種	区 分	補助金額(円)	備 考 (目安となる事業量)
除伐・間伐	機能強化型		ha
森づくり作業道整備	開設		m
	機能強化 (補修・災害予防措置)		m
	機能強化 (路面排水施設計画・実施)		箇所
	点検		m
搬出促進	スギ材の搬出促進		ha
多様な森づくりの推進	植栽		ha
	下刈り		ha
	雪起こし		ha
	枝打ち		ha
	獣害対策(設置)		m
			本
	獣害対策(点検・改修)		m
ドローン資材運搬促進	ドローンによる資材運搬		箇所
デジタル申請推進	デジタル申請		ha
シカ被害に強い 低コスト再造林対策	シカ捕獲に係る 資材導入		セット
	捕獲物処理用穴設置		箇所

(参考様式 第2の3)

第 年 月 日 号

〇〇市町村長 殿

岡山県〇〇県民局長

〇〇年度おかやま元気な森づくり推進事業の内示について（通知）

このことについて、貴市町村内の林業事業体に対して別添のとおり内示したのでお知らせします。

記

1 事業主体名

2 配分した合計金額 円

3 〇〇年度おかやま元気な森づくり推進事業内示表 別紙のとおり

(別紙)

〇〇年度おかやま元気な森づくり推進事業内示表

事業主体名：

総括表

作業種	区 分	補助金額(円)	目安となる事業量	備 考 (要望量)
除伐・間伐	機能強化型		ha	ha
森づくり作業道整備	開設		m	m
	機能強化 (補修・災害予防措置)		m	m
	機能強化 (路面排水施設計画・実施)		箇所	箇所
	点検		m	m
搬出促進	スギ材の搬出促進		ha	ha
多様な森づくりの推進	植栽		ha	ha
	下刈り		ha	ha
	雪起こし		ha	ha
	枝打ち		ha	ha
	獣害対策(設置)		m	m
			本	本
	獣害対策(点検・改修)		m	m
ドローン資材運搬促進	ドローンによる資材運搬		箇所	箇所
デジタル申請推進	デジタル申請		ha	ha
シカ被害に強い 低コスト再造林対策	シカ捕獲に係る 資材導入		セット	セット
	捕獲物処理用穴設置		箇所	箇所